

安芸広域市町村圏事務組合監査委員の定数 及び事務執行に関する条例

(平成2年7月1日 条例第3号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第195条及び第202条の規定に基づき、安芸広域市町村圏事務組合監査委員（以下「監査委員」という。）の定数及び事務執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2条 監査委員の定数は、2人とする。

(定例監査)

第3条 法第199条第4項の規定による監査は、毎年1月に行う。

2 前項の監査を行おうとするときは、監査委員は、監査期日前10日までにその期日を管理者に通知するものとする。

(請求又は要求に基づく監査)

第4条 監査委員は、法第98条第2項の請求又は第199条第5項の要求があったときは、当該監査の請求を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。

(臨時監査)

第5条 監査委員は、法第199条第4項の規定による監査を行うときは、監査期日前5日までに、その期日を管理者に通知するものとする。ただし、特に必要があるときは、この限りでない。

(決算等の審査)

第6条 監査委員は、法第233条第2項の規定により、決算及び書類が審査に付されたときは、1ヶ月以内に意見を付けて管理者に送付しなければならない。

(現金出納の検査)

第7条 法第235条の2第1項の規定による検査は、毎月10日から15日までの間において前月分の現金出納について行う。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(公金の収納等の監査)

第8条 法第235条の2第2項の規定による監査を行うときは、監査委員は、その監査期日前7日までにその期日を金融機関に通知するものとする。

(告示及び公表)

第9条 監査委員の行う告示及び公表は、安芸広域市町村圏事務組合公告式条例（平成2年条例第1号）を準用する。

(実施細則)

第10条 この条例に規定するものを除くほか、監査委員の事務執行に関し、必要な事項は、監査委員の合議で決する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。